

「看護師特定行為研修 閉講式・開講式」を行いました

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書に準じて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める 38 行為（21 区分）があります。

令和 6 年度 閉講式（9 月 30 日）



第 5 期生の閉講式が執り行われ、8 名の特定行為研修修了看護師が誕生しました。

今回の特定行為区分は「在宅・慢性期領域パッケージ」であり、当院からも 1 名が研修を修了いたしました。

今後は、それぞれの施設において専門性を活かし、さらなる活躍が期待されます。



「在宅・慢性期領域」研修修了者が実施できる特定行為

- ① 気管カニューレ交換
- ② 壊死組織の除去
- ③ 胃ろう交換
- ④ 脱水の補正

令和 7 年度 開講式（10 月 3 日）

第 6 期生として、長野県立病院機構から 1 名、他施設から 5 名の受講生を迎え、計 6 名が在宅・慢性期パッケージ研修に取り組みます。

受講生の挨拶では他施設の受講生が、自身の施設から期待される役割や、これからの研修への思い、研修修了後の抱負について述べていました。

